

◆ 美瑛町内で転居された方へ ◆
住所変更に伴う諸手続きについて



下記以外に、ご不明な点がありましたら、お近くの窓口におたずねください。

No.	手続きの内容	手続きが必要な方	必要なもの	窓 口
1	個人番号カード・住民基本台帳カード	新住所の記載・カード記載事項変更手続き	個人番号カード 住民基本台帳カード	1階1番 92-4295
2	国民年金	受給されている方	年金証書	
3	ゴミの分別・収集日	収集区域が変更になる方		
4	下宇莫別町営墓地	下宇莫別町営墓地を使用されている方		1階2番 92-4294
5	犬の登録	犬を飼われている方		
6	浄化槽	使用の開始・休止・変更をされる方		1階3番 92-4294
7	民間賃貸住宅家賃助成	対象者の方		1階4番
8	定住住宅取得助成	1年以内に新築または中古住宅を購入し、要件を満たす方		74-6171
9	生活保護	受給されている方	印鑑	1階5番 92-4245
10	児童扶養手当 特別児童扶養手当	受給されている方	手当証書 印鑑	1階5番 92-4262
11	国民健康保険	加入されている方	保険証	
12	後期高齢者医療	加入されている方		1階7番
13	乳幼児・重度・ひとり親	受給されている方	受給者証	92-4338
14	障がい者手帳	所持している方	各手帳	
15	防災無線受信機 (貸出し機)	すべての方（転居先にすでに設置されている場合は不要）	防災無線受信機(貸出し機)	2階 総務課 92-4316
16	小・中学校の転校	校区が変更になる児童・生徒の保護者		2階 教育委員会 92-4342
17	水道・下水道	使用の開始・休止・変更をされる方		3階 建設水道課 92-4470

- 各町内会での加入・脱退等の手続きをお願いいたします。
- 恩給を受給されている方・戦傷病者手帳をお持ちの方は、裏面をご覧ください。

○ 恩給を受給されている方が住所を変えたとき

住所を変更したとき（市町村の合併や行政区画整理により住所が変わった場合は、「番地」以降の住居表示が変更されたときのみ。）はご連絡ください。「住所変更届」等を送付いたしますので、必要事項を記入の上、人事・恩給局に提出してください。

老人ホーム等の施設に入所した場合で、人事・恩給局からの通知先を老人ホーム等の施設に変更するときも変更届の提出が必要です。

住所の変更を届け出なかった方で、支払通知が受給者に届かない場合、恩給の支給が一時差止めとなることもありますので、ご注意ください。

総務省人事・恩給局

〒162-8022 東京都新宿区若松町 19-1

※「恩給のしおり」（平成19年度版）抜粋

○ 戦傷病者手帳をお持ちの方が住所を変えたとき

下記にご連絡ください。

北海道保健福祉部福祉局地域福祉課

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目（道庁6階）

電話 011-231-4111 内線 25-625